

広島県選挙管理委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年三月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、八五八
広島市東区	三二、〇六九
広島市南区	三七、〇八七
広島市西区	四九、一〇九
広島市安佐南区	五八、九四五
広島市安佐北区	四一、四八〇
広島市安芸区	二〇、九二一
広島市佐伯区	三六、三七五
呉市	六八、二七一
竹原市豊田郡	一〇、七九七
三原市世羅郡	三三、一〇〇
尾道市	四一、四四六
福山市	一二五、二八九
府中市神石郡	一五、五三六
三次市	一五、九一〇
庄原市	一一、六一七
大竹市	八、一三六
東広島市	四七、一〇五
廿日市市	三二、九二四
安芸高田市	八、九九八
江田島市	八、〇六二
安芸郡	三一、六二九
山県郡	七、七七七